令和８年度　自転車活用推進計画ネットワーク会議　議事要旨

〇日　時：令和８年８月 28 日(金)　午前 10 時 30 分から午前 11 時 40 分
〇会　場：長野県庁　議会棟第１特別会議室
〇議　事：（１）令和７年度における自転車関連施策の実施状況について
（２）第２次長野県自転車活用推進計画の更新について
（３）その他
（４）意見交換

〇議事概要
（１）令和７年度における自転車関連施策の実施状況について
＜説明資料＞　【資料１】令和７年度　自転車関連施策　進捗・評価

①県民文化部 くらし安全・消費生活課（「安全・安心」：施策１～５）
（関係部署：長野県教育委員会 保健厚生課、長野県警察本部交通部 交通企画課）
〇政策 1「学校・事業所における交通安全教育の推進」については、季別の交通安全運動期間中を中心に、高校に赴いて生徒と一緒に啓発活動を実施したほか、今まで啓発機会の少なかった大学生への啓発活動を行うため、大学に赴いて大学生と自転車ヘルメットの着用や自転車の安全利用の呼びかけを行った。また、自転車ヘルメットの着用や交通ルールの遵守に対する意識変容を図るため、民間事業者に委託し、県内３つの高校でスケアードストレイト技法（スタントマンが目の前で交通事故を再現して交通安全の意識を高める体験型の教育手法）を用いた自転車の交通安全教室を実施。アンケートでは、自転車の安全利用に対する意識が変わったと回答した生徒が約９割、ヘルメットを着用してなかった生徒のうち、ヘルメットを着用しようと思ったと回答した生徒が約８割という結果で、一定の効果があった。また、働く世代への交通安全教育として、長野県安全運転管理者協会が実施している安全運転管理者講習において、県が作成した自転車安全利用チラシを配布し、事業者に対する自転車の安全利用の啓発を行った。
教育委員会では、全ての学校で交通安全教室を開催するよう指導し、開催済みの小学校は 99.7%、中学校は 90.9%、全日制の高等学校は 92.3%となった。また、高校生の自転車交通事故が多いことから生徒指導連絡協議会において注意喚起を行った。
〇施策 2「自転車通行ルールを守る県民意識の高揚に」ついては、県民文化部では、街頭活動の際に啓発チラシに併せてアルクマの反射材キーホルダーを配布し、自転車の安全利用の呼びかけを行った。また、幼児向けの親子交通安全絵本や、小学校低学年向けの自転車安全利用ルールブックの配布を行ったほか、外国人向けに英語と中国語の自転車安全利用チラシを新たに作成し、レンタサイクル事業者、市町村、県警察等に配布した。

教育委員会では、生徒指導連絡協議会において、自転車安全利用５則、ヘルメットの着用促進、改正道路交通法に伴うルールの周知などを行い、安全意識の高揚を図った。
県警察では、イベントや関係機関・団体と協力し、広報、広報啓発を実施したほか、自転車シミュレーションを活用した安全教育の実施、自転車運転者の交通違反に対する指導・警告を強化した。また、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度が導入されることに伴い、昨年度警察庁が公表した自転車のルールブックを基に、県警察独自の自転車のルールブックを作成した。ホームページへの掲載、SNS での広報のほか、県内全ての高校に自転車の交通ルールの周知依頼を行った。

〇施策 3「安全性の高い自転車の普及促進」については、自転車貸付事業者の登録を実施しており、令和７年３月 30 日時点で県内 29 店舗、25 事業所が貸付事業者として登録されている。

〇施策４「災害時における自転車活用の推進」について、令和７年においては、活用するような災害は発生しなかった。

〇施策５「自転車損害賠償保険への加入促進」については、県内損害賠償保険の取扱店と連携し、保険を加入しやすい環境の整備を目的として、県のホームページ等で事業所を紹介している。自転車損害賠償保険の加入率は、令和７年 11 月に実施した県政アンケートによると、加入している方は 63.7%、加入していない方は 26.5%、わからないと答えた方は 9.8%という結果で、加入率約６割ということで、更なる加入を目指して促進を図っていく。
教育委員会では、市町村教育委員が参加する会議や校長会で、自転車条例施行に伴う保険加入義務化を説明している。また自転車で通学する生徒の自賠責保険の加入確認状況は、県立中学校・高校 100%、市町村立学校 100%で、全ての方が保険に加入している。

〇自転車の交通事故の発生状況については、令和７年は 524 件で、一昨年に比べてマイナス 61 件。8 月 27 日現在、自転車が関与する交通事故については 315 件で、昨年に比べてマイナス１となっている。引き続き、令和８年の自転車事故発生件数目標 509 件、令和９年の目標 470 件を達成するため、安全・安心事業の取り組みを実施していく。

②建設部　道路管理課（「利用環境」：施策６～９）
（関連部署：観光スポーツ部　観光誘客課、県民文化部　くらし安全・消費生活課、長野県警察本部交通部　交通企画課）

〇施策６「自転車通行空間のネットワーク化および広域的な整備推進」について、自転車通行空間の整備は、令和７年度 144 ㎞実施した。大規模リニューアルについては、令和４年度末までに全て完了済み。観光スポーツ部は、サイクリスト受け入れ環境整備として、看板、サイクルステーション、ゲートウェイ、サイクリストに優しい宿、サイクルトレインの整備を支援

する補助制度の創設検討を行った。県警察は、自転車通行空間の整備に伴う適正な交通規制を実施。企画振興部は、信州ナビの経路検索機能等にシェアサイクリングサービスを連携させ、松本市内の一部のエリアにおいて、路線検索時にシェアサイクルアプリと連携するサービスを展開した。

〇施策 7「地域のニーズに応じた駐輪場の整備促進」については、サイクルラック等は全て令和 4 年度末までに整備済みのため令和 7 年度実績なし。サイクルラック設置やサイクリスト向けの休憩所を所有するサイクルステーション等の整備を支援する補助制度の検討・創設を実施した。県が主体となった調査はないが、国土交通省からの依頼により、県内 19 市に駅周辺における放置自転車等の実態調査を隔年で実施している。

〇施策 8 番「レンタサイクル・シェアサイクルの普及促進」について、県民文化部は、市町村自転車施策についての情報共有を実施。また、地域発元気づくり支援金等を活用したシェアサイクル導入支援等の自転車関連事業に該当するものが 8 件あった。また、街路事業（補助事業）でとして補助対象事業 19 ヶ所、県の単独事業 3 ヶ所の合計 22 ヶ所を実施した。

〇施策 9「違法駐車取り締まりの推進」については、県警察で、自転車専用通行帯設置区間での駐車禁止等の規制強化、放置車両違反に対する取締の強化（924 件）、駐車監視員制度の適切な運用（駐車監視員による確認 371 件）を実施した。

③健康福祉部　健康増進課　（「健康・環境負荷」：施策 10）

〇施策 10「自転車による健康作りの推進」については、健康作り県民運動である信州 ACE プロジェクトの推進や、運動アドバイザーの派遣、令和 6 年度に改定した長野県身体活動ガイド「ずくだすガイド」の活用研修会を実施し、運動の重要性の周知、利活用の促進を図った。令和 8 年度も同様に、これらの事業を通じて自転車による健康づくりを促進していく。

④環境部　ゼロカーボン推進課（「健康・環境負荷」：施策 11）

〇施策 11「環境負荷の低い交通手段への転換」については、「信州スマートムーブ通勤ウィーク」（通勤時に徒歩・自転車・公共交通の利用を促進し、CO2 の排出量の削減を行う取り組み）を実施した。令和 7 年度の実績は、190 事業所、約 4 万 5000 人に参加いただき、CO2 排出量を推計約 89 トン分削減した。また、長野県地球温暖化対策条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度」において、通勤等に係る自転車活用の取り組みを促進している。この制度は、「事業活動温暖化対策計画書」に基づき実施された事業者ごとの取り組みの実施状況を、県のホームページに公表し、その取り組みの実施状況を計画期間ごとに評価することで、環境負荷の低い交通手段へ転換を促進しているもの。

⑤環境部　自然保護課（「健康・環境負荷」：施策 12）

〇施策 12「自然環境と自転車が共存できる環境の構築」について、自然公園を始めとする大自然を背景としたマウンテンバイクの利用は要望が多くなっている。自然公園は、自然環境を守る役割があり、自然保護課としては、利用と環境保護のバランスを取りながらルール作りをしていくことが使命だと思っている。県内に 10 数団体ある山岳の適正利用の協議会を利用し、それぞれの地域ごとに必要に応じてルールづくりをするということを考えており、令和 7 年においては、マウンテンバイクの活用を含めた自然公園の適正な利用推進を図るために、地元関係者と地域のルールづくりの必要性について検討を行った。

⑥観光誘客課（「観光振興」：施策 13～14）

〇「Japan Alps Cycling」ブランドの構築ということで、長野県一周全長 878 ㎞の「Japan Alps Cycling Road」というルートと、それに紐づく地域で設定しているサイクリングロードを一体として、長野県全体のサイクルツーリズムの発信と、環境整備を進めている。令和 7 年度の具体的な取り組みとして、県や市町村、市町村観光協会、自転車事業者に参画いただいている官民連携組織である「Japan Alps Cycling Project」について、組織体制強化を目的として、72 団体の参画団体を、113 団体に拡充し、広く合意形成ができる体制を整えた。加えて、サイクルツーリズムの発信力強化ということで、公式の Web サイトで「Japan Alps Cycling」を見やすく改修したり、イベント等で配布しているガイドブックの多言語版を作成したりと、既存の広報ツールのリニューアルを図った。
また、国内最大級のサイクルイベントである「サイクルモード東京」や、他県と連携して「サイクルモードライド大阪」等のイベントに出展した。

〇施策 13 の「サイクルツーリズムが楽しめる基盤づくり」及び施策 14「サイクルツーリズムの推進によるサービス産業の多様化・高付加価値化」の観光スポーツ部の事業については、令和 7 年度の取り組みとして、外部委員も交えて長野県の宿泊税の使途を検討する中で、サイクリングルートにおける看板の整備、サイクリストに優しい宿、サイクルステーション、ゲートウェイへの支援、サイクルトレインの運行に係る設備整備への支援といった、サイクルツーリズムの観光客の受け入れ環境整備を支援するという方向性が整理され、補助制度を検討し、令和 8 年度は、検討した補助制度について実際に 5 月から 12 月の末まで募集している。加えて、「Japan Alps Cycling Project」のさらなるブランド価値、発信力の向上を目的に、秋頃に「Japan Alps Cycling Project」主催イベントの開催を考えている。

⑦交通政策課（「観光振興」：施策 14）

〇施策 14「サイクルツーリズムの推進によるサービス産業の多様化・高付加価値化」の令和 7 年度の企画振興部の事業については、県内の鉄道事業者（JR）と関係協力し、サイクルトレインの事業を実施した。一点目は、県の地域発元気づくり支援金を活用した事業として、9 月 27 日、28 日に JR 小海線において一部の列車をアクティビティ優先車両として運行した。二点目は、JR 大糸線について、県も参画している大糸線の沿線地域自治体で作

る大糸線活性化事業として、令和 7 年 9 月、10 月に一部の列車をサイクルトレインとして運行し、18 名の参加があった。なお、県が関与する以外の取り組みとして、JR 飯山線、しなの鉄道北しなの線、長野電鉄線、アルピコ交通上高地線においても、サイクルトレインが運行されている。

また、補足として、「利用環境整備」の施策 6「自転車通行空間のネットワーク化および広域的な整備推進」の企画振興部の部分で、信州ナビに関する記載があるが、令和 7 年度で信州ナビのサービスは終了している。

（２）第 2 次長野県自転車活用推進計画の更新について

＜説明資料＞【資料２】第２次長野県自転車活用推進計画　更新(案)・新旧対照表

〇「諏訪湖周サイクリングロード」の名称について、令和 5 年に名称変更されていることから現在の名称「諏訪湖サイクリングロード」へ修正。

〇条文等の修正、更新、道路交通法の改正に伴い、一部追記。追記部分は、令和 8 年 7 月 21 日に酒酔い運転の基準が明確化されたことに伴う数値基準等の追記。また、令和 8 年 4 月 1 日に施行された自転車が自動車等に追い抜かれる場合の左寄り通行の義務が追記になっている。

〇都道府県公安委員会が定める運転手の遵守事項の自転車のルールの中でも、イヤホンに関する質疑が多いことから、イヤホン等を使用し、安全運転に必要な交通に関する音声が聞こえない状態で運転をしてはいけないという項目が追記。

〇4 月の青切符の導入に伴い、警察庁が公表している取り締まりの基本的な考え方を基に、施策の具体的な取り組みとして記載のある、自転車指導警告重点地区・路線における重点的な指導啓発活動の内容の方針について記載の内容を変更した。

〇信州ナビのサービス終了に伴い、スマートフォン向けアプリケーションによる情報発信に関する内容を削る。

〇自転車ネットワーク計画図の更新、追加。

（３）その他

〇長野県環境保全協会より、信州スマートムーブ通勤ウィークについて紹介。毎年 9 月下旬から 10 月にかけて、地球にやさしい通勤と、体を動かすきっかけづくりを目的とした取り組みを実施している。今年は 9 月 28 日から 10 月 9 日を実施期間とする。各事業所で是非実施いただきたい。

（４）意見交換

・子どもの命を守るために、学校への指導による交通安全教室の実施率向上が必要

・在留外国人が増えている中で、外国人労働者への交通安全教育や啓発が必要

・企業、事業者と連携した労働者への啓発、保険加入促進の提案

・学校や企業等との接点のない高齢者等への交通安全教育が必要